

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 四 年 六 月 二 十 二 日

目 次

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) ページ 一
- 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し 支出することができる金額の制限額 (同) 二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 令和4年6月21日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,651,619人
- 総数の50分の1の数 33,033人
- 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

306,453人

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	337,059	112,353
大垣市	146,518	48,840
高山市	73,147	24,383
多治見市	91,135	30,379
関市・美濃市	88,254	29,418
中津川市	63,604	21,202
瑞浪市	30,467	10,156
羽島市	55,734	18,578
恵那市	40,798	13,600
美濃加茂市	42,656	14,219
土岐市	46,923	15,641
各務原市	120,643	40,215
可児市	93,675	31,225
山県市	22,082	7,361
瑞穂市	43,574	14,525
飛騨市	19,868	6,623
本巣市	42,696	14,232
郡上市	33,620	11,207

下呂市	26,197	8,733
海津市	28,193	9,398
羽島郡	39,459	13,153
養老郡	23,289	7,763
不破郡	27,526	9,176
安八郡	19,528	6,510
揖斐郡	54,912	18,304
加茂郡	40,062	13,354

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による令和四年七月十日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和四年六月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

四七 一七二・一〇〇E